一般社団法人 日本統合医療学会 地域協力団体規程

第1条 (目 的)

この規程は、一般社団法人日本統合医療学会(以下、「本会」という)が設置する支部との間で契約することができる地域協力団体の条件、契約の手続、その他事項について定めることを目的とする。

第2条 (地域協力団体とは)

地域協力団体とは、地域における統合医療の推進のための活動を行う法人や組合等であって、次の条件に該当しない法人や組合等をいう。

- 1. 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が役員を務める団体。
- 2. 暴力団員あるいは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員を務める 団体。
- 3. 医業その他医療に関し不正又は著しく不当な行為をした団体
- 4. 医業その他医療に不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな団体
- 5. 心身の故障により、団体の運営ができない者が代表を務める団体。
- 6. 暴力団員等がその事業活動を支配する団体
- 7. 特定の思想や信条、宗教等がその事業活動を支配する団体
- 8. 特定の医療法人や社会福祉法人、企業、個人事業主等に利益誘導する団体

第2条 (契約)

地域協力団体は、支部と契約し、その支部に協力する。契約に関しては本会理事会の承認を必要とする。

第3条 (意見の交換と係争不介入)

- 1. 支部と地域協力団体は、相互の活動が円滑に行われるよう、定期的に意見交換、交流を必要とする。
- 2. 支部と地域協力団体の係争事案については、本会は関与しない。

第4条 (各種証憑の取扱)

支部と地域協力団体は、金銭の授受に関し、争訟等が生じないように、請求書、領収書を 発行することを必要とする。また、事案に応じて、見積書、納品書、契約書を取り交わすこ とを必要とする。

第5条 (名称の使用)

地域協力団体が主催、共催、後援等を行う事業につき、支部名、本会名を使用する場合には、支部の長、及び本会理事長の承認を得なければならない。

第6条 (支部の協力)

- 1. 支部は地域協力団体に協力する。
- 2. 協力の内容は、講演会、研修会等の学術的な事業等、および統合医療に関し地域協力 団体に対して行う学術的コンサルティング等とする。

第7条 (地域協力団体の協力)

地域協力団体は支部の活動に協力する。協力の内容は、地域協力団体と支部の協議により、決定する。

第8条 (違反があった場合の契約解除)

本会は、地域協力団体において不法行為、本会定款、各種規程に違反する行為が認められた場合、本会理事会承認のもと、当該地域協力団体と支部との契約を解除できる。

第9条 (地域協力団体の改廃)

地域協力団体を改廃したときは、地域協力団体の長が遅滞なく本会に報告する。

第10条 (規定の改廃)

本規程の改廃は本会理事会で行い、本会総会に報告する。

附則

1 本規程は、2022年12月20日から施行する。